

内部監査

～適正な貨物管理と内部監査の充実～

平成28年度

監視部保税地域監督官

内部監査における責任者の立場



総合責任者

改善指示

勧告

《監査を受ける側》

【貨物管理責任者】

- ◆ 貨物の搬出入等に係る確実な記帳
- ◆ 搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における貨物の数量、態様等の把握及び管理

《監査を行う側》

【内部監査人】



監査

すべての業務が監査の対象

内部監査とは ①

■内部監査とは

- 内部監査とは、
 - ・ 企業等の組織体における目標達成に向け効果的に役立つことを目的として
 - ・ 組織体の諸活動の遂行状況を合法性と効率性の観点から、
公正、かつ、客観的な立場で検討・評価し、
 - ・ 問題となる点等を見出し、特に改善が重要と思われる事項について、
組織の **自助作用** として助言・勧告を行う組織内の独立した機能
ということができると思います。

内部監査とは ②

■ 企業活動

- コンプライアンス（ルールに沿った企業活動）
- コーポレートガバナンス（企業統治）

この他に
「CSR（企業の社会的責任）」
も重要ですね！

- ◆ 企業の経営方針を如何に実行するか ⇒ マネジメント
- ◆ 経営状況を如何に管理・監督するか ⇒ 内部統制

企業のシステムが健全に機能しているかを審査！

内部監査・外部監査



企業にとって「内部監査」はとっても重要なものです！

内部監査とは ③

■ 企業活動

- ① コンプライアンス（ルールに沿った企業活動）
- ② コーポレートガバナンス（企業統治）

会社が、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味するとされています。

● **コーポレートガバナンスコード（企業統治原則）**

**東証上場企業に対して
平成27年6月1日から適用開始！**

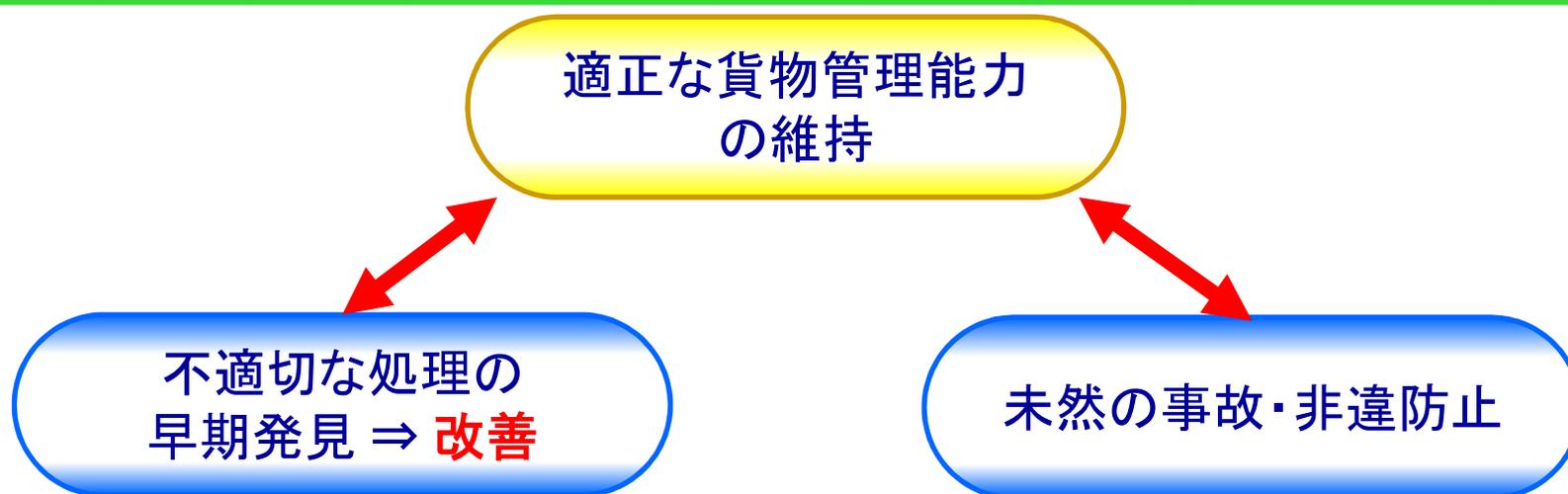
内部監査の目的

■内部監査の目的

◆基本通達34の2-9(社内管理規定の整備)

(7) 評価・監査

- ・ 社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。



内部監査人について

■望ましい内部監査人像

- ・ 独立性
- ・ 十分な知識

▼ 社内管理規定等により、権限付与(高い独立性)

他からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行します。

▼ 保稅業務に精通(十分な専門知識)

職責を果たすために、十分な知識、技能及び能力を有する必要があります。

▼ 関稅法上役職等の限定規定なし

会社法等で言う監査役、會計監査人等である必要はありません。



誰かいない
ですか！！

■基本通達上の規定

▼ 社内管理規定の整備：基本通達34の2-9(7)

内部監査人による評価・監査を原則、毎年実施し、その結果を税関に提出する。

▼ 保稅業務を委託する場合の範囲：基本通達34の2-11(2)

総合責任者、貨物管理責任者・・・、内部監査人は被許可者の従業員であること。

▼ 許可の際に付する条件：基本通達42-11(6)

内部監査人による評価・監査を原則、毎年実施し、その結果を税関に提出する。

内部監査人の手法・心構え

■ 模範的な監査手法

▼ 監査計画の作成

- ・ 貨物管理の実態把握(貨物の種類、業務量、人員・勤務体制、台帳の種類等)
- ・ CP履行状況の把握(CPの内容及び周知、教育訓練の内容・頻度等)

▼ 評価基準の作成

- ・ 効率的な監査のためのチェックリストの活用

▼ 監査結果の報告とフォローアップ

- ・ 総合責任者等の幹部及び受検者への報告並びに税関への報告
- ・ 社内でのフォローアップ体制の確立及び的確な改善策等の提言

【有効な監査方法の例】

複数の蔵置場を有している者が
事業所相互に監査を行うのは、
有効だと思います。

■ 監査人としての心構え

- ▼ 客観的な視点で、なれあいではなく、毅然とした態度で臨みます。
- ▼ 原則、担当者へのヒアリングを行い、質問は具体的な内容にします。

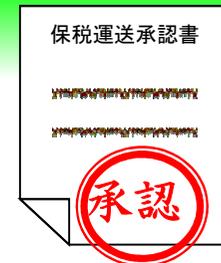


保税業務(搬出入)と内部監査 ①

■搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 搬入関係書類(保税運送承認書、ポートノート、送り状等)との貨物との対査確認は確実に行われていますか。
- ・ 搬出関係書類(輸出入許可書、保税運送承認書等)との貨物との対査確認は確実に行われていますか。



担当者に、関係書類のどの部分を見て対査確認しているかを聞くことも効果的です！



■搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 保税台帳への記帳が手順書等に基づき、速やかに適正な処理が行われていますか。
- ・ 保税台帳への記帳を行う際の書類は、確認書類として適正な書類と言えるものですか。



保税業務(搬出入)と内部監査 ②

■CPと実際の搬出入手続きとは一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が社内業務手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

・ 担当者が変更した後に不適切な処理に至る 場合が多いので、担当者の引継ぎは確実に 行ってください！！



■搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じていますか。
また、その措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者に具体的な書類を提示させ、又は記帳を実施させて習熟度を判断します。

■CPと実際の搬出入手続きを一致させるためにどのような措置を講じていますか。
また、その措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのような手続きが記載されているかをヒアリングのうえ、認識度を確認します。

保税運送承認書

保税台帳



保税業務(蔵置管理)と内部監査 ③

■帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 保税台帳の数量と実在庫数量は一致していますか。



現場での実在庫の
確認が重要です。



■保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者が保税地域のエリアを認識していますか。
- ・ 保税地域のエリアが明確に判る措置(表示、線引き等)がとられていますか。(表示、線引き等が消えかけていないか)

通関担当者が保税地域のエリアを知らずに、保税地域外に外国貨物を移動させた事案も過去に発生していますので注意願います。



保税業務(蔵置管理)と内部監査 ④

■CPと実際の在庫管理手続が一致していますか。

担当者はだれですか。



【確認方法(例示)】

- ・ 体制組織図や保税業務担当者名簿に記載された担当者により管理業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が手順書どおり手続を行っているかを確認していますか。

■CPと実際の在庫管理手続きを一致させるためにどのような措置を講じていますか。

また、その措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングのうえ、認識度を確認します。
- ・ 月末に棚卸しを行っているか、また、その際の記録は保管しているかを確認します。

社内管理規定

~~~~~  
~~~~~

保税業務(蔵置管理)と内部監査 ⑤

■CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じていますか。また、当該措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 施設面、人的配置の観点から、保全体制は十分ですか。
- ・ 警備会社に委託している場合に、警備会社からの報告は定期的に行われていますか。
- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

- ・ 施設の種類(建屋、野積場等)によって、保全体制が変更することにもなる可能性がありますので、不明な場合は、税関へ相談願います。
- ・ 盗難は亡失に該当し、関税を納付する義務が生じますのでご注意ください。



保税業務(記帳管理)と内部監査 ⑥

■ 輸出入許可書、保税運送承認書等、
又はその写しが整理・保存されていますか。

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、
現物を確認してください。

【確認方法(例示)】

- ・ 必要な書類は保存されていますか。また、保存期間は適切ですか。



■ CPと記帳手続が一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

■ 記帳の重要性

関税定率法では、令第12条により、製造工場の承認を受けた者に対して、製造工場に出し入れされる貨物及び製造作業に関する状況を明確に記帳することを義務付けし、これによって、製造用原料品の状況が明らかとなり、同法の予定する適正な貨物管理を確保しうるものであり、「自主管理の根幹」となっています。



保税業務(製造管理)と内部監査 ①

■配合飼料が、飼料規格どおりに製造されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 免税原料品が、輸入許可の日から1年以内に製品(飼料用)を製造していますか。
- ・ 定率法施行規則の別表に掲げる飼料の規格を満たしているかを確認していますか。

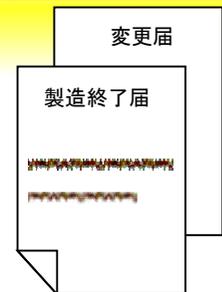
・ 担当者が変更した後に不適切な処理に至る場合が多いので、担当者の引継ぎは確実に行ってください！！



■税関への報告が確実に実施されていますか。
また、その結果は責任者に報告されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 当月分の製造実績(製造終了届)が、翌月の10日まで税関へ報告されていますか。
- ・ 製造工程を変更していませんか。
また、変更した場合には、その内容を税関へ届け出ていますか。



保税業務(製造管理)と内部監査 ②

■製造に関する関係書類等が、整理・保存されていますか。

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、現物を確認してください。

【確認方法(例示)】

- ・ 必要な書類は保存されていますか。また、保存期間は適切ですか。



■税関への手続が適正にされていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 製造用原料品が、税関の承認を受けずに特定の製品(飼料)の製造以外の用途に使用されていませんか。
- ・ 製造用原料品が、税関に届け出ることなく、他の承認工場に譲渡されていないかを確認していますか。
- ・ 製造用言良品が、税関の承認を受けずに混用使用された実績がないかを確認していますか。



保稅業務(通報体制・教育訓練)と内部監査 ①

■通報体制の履行状況は適正に行われていますか。

休日における税関への通報先も忘れずに！

【確認方法(例示)】

- ・ 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切になされていますか。
- ・ 社内、業務委託先との連絡体制についての更新も適切になされていますか。
- ・ 責任者不在時の対応マニュアルが整備されていますか。



■従業員(下請事業者を含む)に対する社内研修は十分に実施されていますか。 また、その結果は責任者に報告されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 部内研修の開催結果を記録として保存されていますか。
- ・ 部外研修会やMOU連絡会等への参加記録は作成・保管されていますか。
また、その内容は社内等で共有されていますか。
- ・ 関係法令や通達等の改正に伴い、業務手順書等を遅滞なく改定していますか。

研修実施報告書



保稅業務(通報体制・教育訓練)と内部監査 ②

■貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分ですか。

【確認方法(例示)】

- ・社内部門間の連絡体制は、社内管理規定等に基づいて適正に運用されていますか。

■税関による業務検査又は内部監査時に受けた指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・定例ミーティングの機会等を利用し、周知徹底が図られていますか。



特に、税関による業務検査時の指摘・指示事項について、迅速かつ的確に改善されているかを確認願います！

保税業務(その他)と内部監査 ①

■貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 外国貨物等の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は、立ち会っていますか。
- ・ 貨物の取扱いに際し、貨物の異常を確認した場合、速やかに責任者や税関に報告されていますか。
- ・ 不適正な税関手続等があった場合には総合責任者に報告がなされていますか。

特に、荷主による内容点検や見本一時持出の際には、事前に税関へ通報していただくようお願いしています。



■問題となる業務委託はないですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結していますか。
- ・ 業務委託先の業務遂行能力、組織等に問題がないことを確認していますか。
- ・ 蔵置場の責任者又は担当者は、受託貨物の性状、取扱注意事項等を把握していますか。

契約内容、期間を確認することも大事です。



保税業務(その他)と内部監査 ②

- **承認条件** に記載されている保税の手続は適切に行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 法人の名称、役員及び主要従業者等の変更届は遅滞なく提出されていますか。
- ・ 製造工場に出し入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿が保存されていますか。
- ・ 承認内容に変更した場合、税関の承認又は届出を提出されていますか。



- 税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 各保税担当者等に役割に見合った知識を持たせるための研修を行っていますか。
- ・ 関税六法、基本通達等必要な執務参考図書が整備され、有効に活用されていますか。
- ・ 業務手順書が整備され、有効に活用されていますか。

保税業務(その他)と内部監査 ③

■保税地域の面積の増減少、工事、移転等の際における税関手続き及び関係書類の整理は適切に行われていますか。



【確認方法(例示)】

- ・ 関税法第44条及び関係通達の内容を確認していますか。
- ・ 工事届の提出が必要かどうかについて、税関へ相談していますか。

